

## \* 「所定疾患施設療養費算定状況」の公表について

2012年(平成24年)4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設においてご入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、算定要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

### \* 算定要件

- 対象となる入所者の状態は次の通りです。
  - イ 肺炎・尿路感染症・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
  - ニ 蜂窩織炎（令和3年4月改定）
- 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、算定する。  
※肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る。（令和3年4月改定より）
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 請求に際しては、診断、行なった検査、治療内容等を記載する。
- 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

### 令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺 炎	人数	4	3	2	1	2	11	9	3	4	3	4	0	46
	日数	21	8	9	8	15	65	48	19	28	13	16	0	250
尿路感染	人数	8	4	11	5	2	7	1	5	3	8	6	6	66
	日数	59	25	70	41	50	47	6	34	22	32	14	34	434
帯状疱疹	人数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	4
	日数	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	7	7	28
蜂窩織炎	人数	0	0	3	6	2	1	1	1	2	1	2	5	24
	日数	0	0	26	40	14	7	7	7	9	3	7	26	146
合 計	人数	12	7	17	13	6	19	11	9	9	12	13	12	140
	日数	80	33	112	96	79	119	61	60	59	48	44	67	858

### 令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺 炎	人数	4	3	6	8	0	1	3	0	2	4	7	2	40
	日数	24	12	37	49	0	7	21	0	8	18	40	9	225
尿路感染	人数	5	7	7	5	3	3	3	7	2	5	4	7	58
	日数	30	36	47	32	22	20	12	45	12	26	17	48	347
帯状疱疹	人数	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
	日数	4	0	0	0	7	0	0	0	0	7	0	0	18
蜂窩織炎	人数	2	4	2	3	0	3	1	1	3	5	1	3	28
	日数	15	20	7	17	0	15	5	8	20	29	4	19	159
合 計	人数	12	14	15	16	4	7	7	8	7	15	12	12	129
	日数	73	68	91	98	29	42	38	53	40	80	61	76	749